

年金受給権者現況届とは



◎誕生月がきたとき

年金を受けている方が、年金を引き続き受け取るためには、日本年金機構より送付される「年金受給権者現況届」(現況届)を毎年受給者ご本人の誕生月の末日までに、日本年金機構に提出していただく必要があります。

◎現況届の改正点

これまで、住民基本台帳ネットワークシステムによりご健在を確認できない方には、現況届の提出によって、ご健在であることを確認させていただいておりました。平成29年2月に日本年金機構より送付される現況届からは、現況届の提出の際には、住民票の添付またはマイナンバーの記入が必要となりました。ご理解をお願いいたします。(誕生月が2月の方から、順次、対象としています。)

日本年金機構から送付された氏名等があらかじめ印刷された現況届にマイナンバーを記入し提出する場合

- ・番号確認(マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)書類の添付が必要となります。
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)や通知カードの番号記載面のコピー等を現況届とあわせて提出してください。

◎現況届の送付されない方

次に該当する方は、「現況届」を提出する必要がありませんので送付していません。

1. 住民基本台帳ネットワークを活用して確認できる方。
2. 年金の全額が支給停止になっているとき。
3. 年金証書に記載されている年金の支払いを行うことを決定した年月日から、次に来る誕生月の末日までの期間が1年以内であるとき。

◎提出についての注意点

「現況届」が送付された場合、期限までに提出されませんと、年金を引き続き受け取ることはできません。提出されるまでのあいだ、年金の支払いが一時止まることとなりますので、ご注意ください。住民票の添付等がない場合には、調査等をした上で年金が一時止まる場合があります。

◎現況届の提出先

「現況届」の用紙は、毎年誕生月の初め頃に受給者ご本人に送付されます。受給者ご本人の住所、氏名などを記入いただき、住民票または番号確認書類を添付の上、同封の返信用封筒にて誕生月の末日までに日本年金機構本部に到着するように提出してください。

ご自身が提出の必要があるかどうかを確認したい場合は、**ねんきんダイヤル (0570-05-1165)**へお問い合わせください。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-25-5589